



熊本県公報

号外 第 80 号

平成 28 年 12 月 27 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家
きん等の移動の禁止又は制限…………… (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第 1098 号の 2

熊本県家畜伝染病予防規則(昭和 26 年熊本県規則第 21 号)第 2 条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するため、家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。)及び病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止し、又は制限する。

平成 28 年 12 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 禁止又は制限の内容
家きん及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止し、又は制限する。
- 2 禁止又は制限の期間
平成 28 年 12 月 27 日から当分の間
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動を禁止する区域
玉名市三ツ川、箱谷、月田(字兎谷、字上兎谷、字矢藏石、字檜山、字猪尻、字森ノ元、字下り山、字五枚畑、字駄床、字水ヶ谷、字檜迫、字吉ヶ谷、字長田及び字昭和開)、溝上(字上中ノ谷、字長田及び字寄懸)、青木(字七嶋川原、字イツタダ、貫字鎧出、字上鎧出、字永坂、字火焼、字ウツキ坂、字中ノ谷及び字上中谷)及び石貫(字小平、字清水、字門前、字井川坂、字初山、字仁田尾、字長尾浦、字川内、字高字後田、字安世時、字柳野原、字大門口、字羽山、字鳥井川、字シレン坊、字片白及び字寅取)、玉名郡和水町内田(字六反田、字宮の前、字藤牧、字宮脇、字梶、字大城、字井手龍、字吹野、字津武路、字石井、字葛ヶ塚、字山口、字塩井谷、字西塩井谷、字中の口、字本谷、字柿木ウド、字横道、字山田、字釜床、字戸石、字石小田及び字九郎丸)、長小田(字下舟木、字上舟木、字東吹野及び字清水の上)及び久井原(字上二つ枝及び字吹野)並びに玉名郡南関町大字長山(字戸ノ口、字境田及び字小代山)、大字宮尾(字畑木田、字境田及び字東小代)、大字今(字豊後浦)、大字西字豊永(字楠木、字来光寺、字大迫井川、字四王原、字大迫原及び字立屋敷)及び大字東豊永(字廻り田、字大鶴、字梅葉諏訪、字熊野原、字井手原、字下尾田、字尾田及び字石坂)
 - (2) 区域外への移出を制限する区域
荒尾市原万田(字倉懸、字星ヶ谷及び字水ノ手)、宮内(字下井手道、字上井手道及び字永尾)、荒尾(字田添、字平原、字稲葉山、字東屋形山、字馬渡、字東貞尾、字下川後田、字古屋敷、字中川後田、字上川後田、字上府本道、字下府本道、字東大袴谷、字西大谷、字南障子嶽、字南足尺、字北足尺、字中障子嶽、字北障子嶽及び字井手、東屋形二丁目、東屋形三丁目、東屋形四丁目、上平山、平山、上井手、本井手、下井手、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目、府本、樺、金山、菰屋、野原、川登、八幡台一丁目、八幡台二丁目、八幡台三丁目、八幡台四丁目、蔵満(字東大清水及び字大清水)、一部(字鴻巣、字西山浦、字山浦、字南山浦及び字浦田)、増永(字木本、字橋本、字東長浦、字山浦、字京侍、字洗池、字君郷及び字実盛)、水野(字北天堤)及び高浜(字柿原)、玉名市石貫(字川原田、字稲葉崎、字幅木、字堤ノ谷、字梅木谷、字島小森、字深町、字小園、字千秋原、字栗山、字栗山浦、字六ツ枝、字八反田、字岸田、字塩井川、字保佐、字上ノ原、字小屋敷、字中ノ島、字梅府、字古城原、字中ノ俣、字古屋敷、字天神平、字塵岡、字碁尾、字石谷、字島田、字下屋敷、字浦山、字馬場、字八ノ久保、字境尾、字長野原、字長尾、字長尾口、字柳野下、字猿渡、字小名原、字サコ、字吐合、字八郎森、字平、字寅取、字下、字水谷、字谷口、字紺ノ内、字ソツワ、字檜ノ本、字ウツロ木、字葉柵、字小柴尾、字釜牟田、字大柴尾、字中柴尾、字杖伏、字上柴尾、字松本浦、字井ノ浦、字上

- 5 その他
詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。